

厚木市再生可能エネルギー推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、ソーラーシェアリングを実施するために農地に太陽光発電システムを設置したものに対し、予算の範囲内で厚木市再生可能エネルギー推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光パネル、パワーコンディショナー、支柱、架台その他太陽光パネルにより発電した電気を売電するために必要な機器等一式をいう。
- (2) ソーラーシェアリング 「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）により一時転用許可を受けて、市内農地へ太陽光発電システムを設置し、営農しながら売電をすることをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、ソーラーシェアリングを実施するための太陽光発電システムの設置に係る経費（工事費を含む。）を対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内在住の個人
- (2) 太陽光発電システムを設置する農地の所有者
- (3) 市内に拠点を置く法人又は団体

2 前項に規定するものは、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、太陽光パネルの公称最大出力値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、20万円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの型式、規格等が確認できる仕様書及び設置の状況が確認できる配置図
- (2) ソーラーシェアリングを実施する土地の位置図及び現況写真
- (3) 農業委員会へ一時転用許可申請をしたことが分かるもの

(4) 申請者が法人又は団体の場合、登記簿謄本又は定款等の写し

(5) 土地所有者が申請者でない場合は、借地契約書の写し

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、厚木市再生可能エネルギー推進事業費補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(内容変更の承認等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、太陽光発電システムの設置に係る計画内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更承認申請書に変更内容が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは、計画変更承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、計画を中止する場合は、速やかに計画中止届を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、太陽光発電システムの設置を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又はシステム等の設置を完了した日の属する年度の3月20日(日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(この条において「休日等」という。)に当たるときは、その直前の休日等でない日)のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、実績報告書の提出期限までに経済産業省からの認定を受けることが困難と認められるときは、第4号に規定する書類を、経済産業省に対し、事業計画の認定申請中であることが分かる書類に代えることができる。

(1) 太陽光発電システムの設置状況を示すカラー写真

(2) 太陽光発電システムの設置に係る領収書の写し

(3) 土地の一時転用に係る許可指令書

(4) 経済産業省から事業計画の認定を受けていることが分かる書類

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、当該交付決定者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(協力)

第13条 補助金の交付を受けたものは、地球温暖化対策やエネルギー政策のため、市長から太陽光発電システムの利用状況等の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。